

## 平成30年2月市会代表質疑要旨

### かわしま 優子 議員（公明）

伏見区選出のかわしま優子でございます。湯浅光彦議員に続いて、この後の西山信昌議員と共に、公明党京都市会議員団を代表し、平成30年度京都市予算案について質疑を行います。門川市長並びに理事者におかれましては、誠意ある御答弁をよろしくお願いいたします。

#### （ひきこもり支援について）

はじめに、ひきこもりへの支援について質問いたします。

これまで引きこもりは、39歳頃までの青少年がその対象とされてきましたが、近年「ひきこもりの長期化・高齢化」が深刻な問題となり80代の親と50代の子を意味する「8050問題」といわれるようになりました。

2015年の内閣府の調査によると15歳～39歳のひきこもりの人が全国で推計54万人。

その上である識者によると40歳以上をあわせると100万人～200万人ともいわれています。

ひきこもりが長期化すると親も高齢になり、親の年金などで支えていた生活が、病気や介護などにより困窮したり、親が亡くなった後の生活などの問題が生じています。

このような実状から、内閣府は2018年度、40～59歳を対象とした、引きこもり状態の人がどの位いるかということと合わせて、家庭の状況や課題の実態調査を行うこととしました。

私の元にも、何年もの間子どもさんがひきこもり、悩んでおられる親御さんから、「なかなか相談に踏み出せない」また「どこに相談すればいいかわからない」といった声が寄せられています。

ひきこもり当事者や家族が相談に踏み出せない理由に、ひきこもりは「当人の甘え」や「甘やかし」などの偏見や、「既存の環境に適應すべき」といった圧力があげられます。このような偏った価値観を解消し、当事者や家族が暮らしやすい地域社会にしていかななくてはなりません。そのためには、折々に「ひきこもり」への理解を深める機会をつくり、市民理解の醸成に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

昨年12月、本市において「ひきこもる若者にできること」と題して開催さ

れたひきこもり支援に関する講演会に参加させていただきました。会場は満席で、申し込みに漏れた方が、朝から並ばれたとお聞きし、関心の高さと、その切実さを実感いたしました。神戸松陰女子学院大学の坂本真佐哉先生の講演では、ひきこもる側の心理を理解し、プレッシャーをかけずにコミュニケーションを回復していくための具体的なお話があり、終了後には支援団体を紹介し、その場でつながるブースも設けておられました。このような、セミナーの開催は、家族の不安や孤立を軽減する大変いい機会となるとおもわれます。京都市においては「子ども・若者支援室」「こころの健康増進センター」等において相談支援をしています。青少年活動センターや区役所の子どもはぐくみ室でも相談に応じておられますが、「こころの健康増進センター」以外は、青少年を掲げた相談窓口となっており、高齢化した親も本人も、なかなかここに行き着いていないのが現状です。高齢の方にも相談窓口の周知を広めるために、たとえば、地域包括センターや民生委員からの情報提供や、相談してみようと思える情報の発信が有効ではないでしょうか。また、ひきこもりが青少年の問題だけでなく、長期化・高齢化が進む中で、経済的困窮、医療、介護といった問題が絡むため各機関が連携し、地域に開かれた支援体制の構築をしていく必要があると考えます。

そこで、

- 1 ひきこもりの長期化・高齢化などの実状を踏まえ支援体制の連携や強化とともに、ひきこもりに悩む当事者や高齢化した家族が安心して生きていくことができるよう、市民理解の醸成、相談窓口の周知など、ひきこもりへの支援の更なる充実に取り組むべきと考えますが、いかがですか。 <市長答弁>

(障がい者スポーツの振興について)

次に、障がい者スポーツ振興について質問致します。現在、韓国・平昌では冬季オリンピックが開催され、毎日熱い戦いが繰り広げられています。2020年、東京で開催されるオリンピック・パラリンピックの開催も、あと2年となり障がい者スポーツもメディアで取り上げられる等、機運も高まってきています。

前回のブラジル・リオでのパラリンピックには、世界159の国と地域、約4,300人もの選手が参加され、世界中に多くの感動と生きる喜びを与えてくれました。

このように、障がい者スポーツが広く認知される現状のもとスポーツ基本法においては「スポーツは障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされていますが、2017年スポーツ庁が実施したアンケート

トによりますと成人で障害のない方がスポーツをされる機会が42.5%に対し障害のある方がスポーツをされる機会は19.2%とその割合は、半分以下となっています。

京都市では、これまでから、障害者スポーツセンターや、障害者教養文化・体育会館において、障害者スポーツの体験会等様々な取組を実施し、障害者スポーツの振興を進めてこられました。京都市障害者スポーツセンターで水泳に取組まれた京都市出身の一ノ瀬メイ選手が、一昨年リオデジャネイロパラリンピックに出場されました。一ノ瀬選手をはじめとする多くの選手が京都から東京パラリンピックを目指し、歩みを進めておられます。

今、パラリンピックにむけた機運の高まりを契機に、これまでスポーツに触れる機会の少なかった障害のある方にも、スポーツや体を動かすことの楽しさを知っていただき、障がい者スポーツの振興、障害のある方の社会参加の促進につながる取組を積極的に進めていくべきではないでしょうか。

また、3月11日には、京都で全国車いす駅伝が開催されます。今回で29回を数える歴史ある大会です。都大路を車いすの選手たちが猛スピードで走り抜ける姿は、圧巻です。このような競技を観戦することは、障害のある方がスポーツを始める動機付けになり、現在スポーツをしている方の励みにもなります。また、障害への理解を深める啓発にもつながります。

さらに、東京パラリンピックの正式競技である車いすフェンシングでは「元山王小学校」がナショナルトレーニングセンター強化拠点施設として文部科学省・スポーツ庁より指定を受けました。地域住民への練習の公開や昨年10月には国際親善大会が開催されるなど、パラリンピックを目指すトップアスリートのプレイを間近に触れる機会にもなっています。

- 2 障害のある人もない人も、共にスポーツに親しみ、体験できるような機会を作り、市民に幅広く周知を広げていくべきと考えます。

障害のある方に対し、より積極的に機会を設け、スポーツに親しむ取組が重要と考えますがご所見をお聞かせください。〈村上副市長答弁〉

(障がい者の生活支援について)

続いて、障がい者の生活支援について質問いたします。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けられるよう、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的に施行された障害者総合支援法。施行から3年がたち、来年度は、障害のある方が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、サービスの新設、生活と就労に対する支援の一層の充実を目的に改正が予定されています。

先日お話しを聞かせていただいた障がい者の家族会の方は「自分たちの亡

き後の子どもの生き方は、どこまでも本人の個性にあわせて本人にとって一番いい生き方ができることが大切。そのためにも、今から地域社会で暮らす環境を整える努力をしておかなくては」といわれ、日ごろから子どもさんと一緒にご家族で地域活動にいきいきと参加されていました。私は、ご一家の姿に胸が熱くなりました。地域で誰もが自分らしく生きられる社会をつくりあげていきたいと改めておもいました。本市においては障害者総合支援法の改正に先立ち、昨年度、障がい者の24時間相談体制構築モデル事業を実施されました。一人暮らし、あるいは重度の障害のある方が事前に登録をし、休日、夜間などの緊急時に相談できる支援体制ですが、平成30年度からは事前登録なしに相談ができる事業として全区へ拡大されることとなりました。私が決算委員会において提案したことが反映されたものと高く評価しています。

また、障がい者の方の中にはグループホームでの生活を望んでおられる方もいらっしゃいます。グループホームは、毎年少しずつ増えてはいますが、まだまだ、充足しているとはいえない状態です。

グループホームの拡充については、空き家の利用などがいわれていますが、スプリンクラーの設置や耐震基準を満たしていなくてはいけないといったことが進まない理由の一つになっています。何より、入所者の安全が第一ですので、安全基準をみたした施設でなければなりません。今後、拡充するために、相続した家をグループホームに転用した場合の相続税の減免制度や市営住宅の活用なども含め、グループホームの拡充をすすめていっていただきたい。さらに、地域で生活する障害のある方が、適切なサービスを利用し、より社会参加をする機会を増やしていただくことを要望いたします。

そこでお伺いします。

- 3 障害のある方たちが地域で自分らしく安心して生活を送っていけるよう一人一人にあった支援をうけられる施策と民間活力などを使ったグループホームの運営の更なる拡充を要望しますがいかがでしょうか。〈市長答弁〉

(SNSを活用したいじめ相談窓口について)

次に、子どものいじめ対策についてお伺い致します。いじめ防止対策推進法が施行され、5年目を迎えましたがいじめや子どもの自殺は減少するどころか、増加傾向にあります。件数の増加は、いじめを積極的に認知し、これまで見逃されていたものが浮き彫りになったという面がありますが、実際にこれだけの子どもたちが苦しい思いを抱えていることを思うと「どんないじめも絶対に許さない」「いじめは、いじめた方が100パーセント悪い」という大前提にたち、子どもたちの悩み、心の叫びをくみ取っていく体制を作っていないかなくてはなりません。

文部科学省が公表している「問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」によりますと、平成 28 年度における小・中・高・特別支援学校全てを合わせた全国のいじめ認知件数は、過去最多の 32 万 3,808 件であり、平成 27 年度の 22 万 5,132 件から 9 万 8,676 件もの増加となっております。京都市においても、平成 28 年度のいじめ認知件数は 2,247 件であり、平成 27 年度の 547 件からおよそ 4 倍の増加を示しております。

これまで京都市では、「京都はぐくみ憲章」を制定し、いじめから子どもの命をまもることを第一義に、未然防止、早期発見に重点をおき、市民ぐるみでいじめをなくす取組を展開してこられました。公明党が導入を推進してきたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置活用についても他都市をリードしており、次年度予算では、さらに配置を拡大されます。

このような中、長野県では 9 月に LINE を利用した自殺・いじめ相談を全国に先駆けて試行がなされました。県は LINE アカウント「ひとりで悩まないで@長野」を開設し、中学・高校生に登録を促す QR コードを学校より配布。LINE での相談は午後 5 時から 9 時で 2 週間にわたって実施された結果、県の 28 年度における電話相談での 1 日の件数に比べ、実に約 55 倍の相談があったそうです。試行による LINE での相談は 1 日当たり 4 時間であり、電話相談のように 24 時間であったとしたなら、単純計算で約 330 倍の相談があったという結果がでています。

一方、課題点としては、LINE のような SNS での相談においては、相談員から「共感・寄り添い」を伝えることが難しいといった声もありますが、メリットとして、SNS 上での中傷や嫌がらせを、画面保存機能を使ってやりとりをそのまま送信して相談できることがあげられます。何より SNS での相談は、子どもにとって気軽であることが一番の利点で、悩みが深刻化する前に早期解消につなげることも期待できます。

- 4 子ども達にとって身近になりつつある SNS を活用した相談窓口の開設は京都市の目指す「いじめの早期発見・早期対応」にとっても大変有効かと考えます。国においても 30 年 2 月補正予算や 30 年度予算において、SNS を活用した相談窓口の設置に関する自治体への研究事業費の計上をしているところであり、京都市としても SNS を活用した相談窓口の構築を検討するべきと考えますがいかがでしょうか。〈教育長答弁〉

(留学生との交流促進と京都情報の発信について)

次に、留学生との交流促進と京都情報の発信についておうかがいいたします。

「雨の中を二度嵐山に遊ぶ。兩岸の青き松に いく株かの桜まじる。」ではじまる「雨中 嵐山」の詩は、京都を愛した中国の周恩来総理が、日本留学時

に嵐山の春の景色を詠んだ詩です。この詩を刻んだ石碑が、嵐山の亀山公園内にあり、日中友好のシンボルとして関西を訪れる多くの中国の方が訪問されています。周恩来氏は、帰国後も親日家として日中の友好に尽くされたことは広く知られるところです。

京都のまちは、古くから多くの留学生を受入れてきました。青春の一時期を京都のまちで過ごした経験は、留学生にとって、大切な思い出になるだけでなく、京都への親しみや友情が芽生え「京都ファン」になってくださる方も多いと確信します。

現在も、世界各国から日本文化の中心地で勉強したいという約 1 万人の留学生が京都で学んでおられます。

国においては、留学生政策は、主に途上国の人材育成への貢献と国際友好関係の強化を目的とした「留学生 30 万人計画」に基づき、2017 年の大学・大学院への留学生は、約 23 万 9000 人に達しています。国の計画では 2020 年を目途に達成することを目標としており、京都市においては 15000 人に増やす目標を掲げています。留学生は京都での数年間の学生生活のあと、母国に帰って重責を担う方やその後、世界にはばたく人材として活躍することが期待されます。しかし、この留学生のその後の活躍は把握されておらず、大学の同窓会や国別の会などの集まりがわずかな手がかりとなるだけです。世界のこれからを担う留学生との友好関係を持続し、京都とつながりをつなげていただくことは、互いにとってかけがいのない「財産」になります。

- 5 そこで、留学生の方々にインスタグラムやフェイスブック等、SNSを活用し、京都市から定期的にタイムリーな京都情報や映像を届けてはどうでしょうか。留学生にも京都の都市情報を情報発信していただければ、京都の魅力をより多くの方に知っていただくことができます。

また、京都での留学経験について発信していただき、現在京都に暮らす留学生へのアドバイスなどもしていただければ、有意義な情報媒体になるはずです。

留学生に留学終了後もフレンドシップを維持し、京都の文化・観光等都市情報を発信してもらえる施策やシステムの方策の検討をしてはいかがでしょうか。

<岡田副市長答弁>

要望

(民泊について)

最後に、今回、本市独自の「民泊」の適正な運営等確保するための条例等が制定されます。

これまでも国へも要望を行い、京都らしい良質な宿泊サービスとなるよう具体的な取組の検討を進めてこられました。

地域の方々からは、「何をどうすればいいかわからない」「高齢化で動いてくれる人がいない」といったご相談をお聞きします。条例制定後も、地域か

らの相談に、丁寧に、寄り添った相談に努めていただくようお願いいたします。

また、地域の方が一番不安に感じておられる火災につきましては、消防検査済表示制度の導入など防災対策を講じられましたが、家屋が密集する地域については、防火対策により一層努めていただきたい。

さらに、何らかの理由により、連絡先や事業者が変更になる場合も地元への周知をおこない、持ち主が変わったり、廃業の際にはすみやかに届け出を行い、持ち主不在の新たな空き家を生まないように先を見据えた手立てを打っていただきますよう合わせてお願いいたします。京都市の「民泊」が京都の都市格のさらなる向上につながる良質なものとなり、市民にとっても、旅行者にとっても安心・安全な宿となるよう要望しておきます。